

平成 28 年 5 月 24 日

各 位

会社名 株式会社 海帆
代表者名 代表取締役社長 久田 敏貴
(コード番号：3133 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 小島 聡
(TEL：052-586-2666)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 24 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の第 13 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社グループの事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、当社定款第 2 条(目的)に「酒類販売業」を追加するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる役員が変更され、非業務執行取締役及び社外監査役でない監査役として有用な人材の招聘を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社定款第 29 条及び第 40 条の規定を変更するものであります。
なお、変更案第 29 条の提出につきましては、予め各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～7 (条文省略) (新 設) <u>8</u> (条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1～7 (現行どおり) <u>8</u> <u>酒類販売業</u> <u>9</u> (現行どおり)

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>取締役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 29 条 当社は<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 40 条 当社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>との責任限定契約)</p> <p>第 40 条 当社は<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 6 月 23 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 23 日 (木曜日)

以上